



# 資料編

---

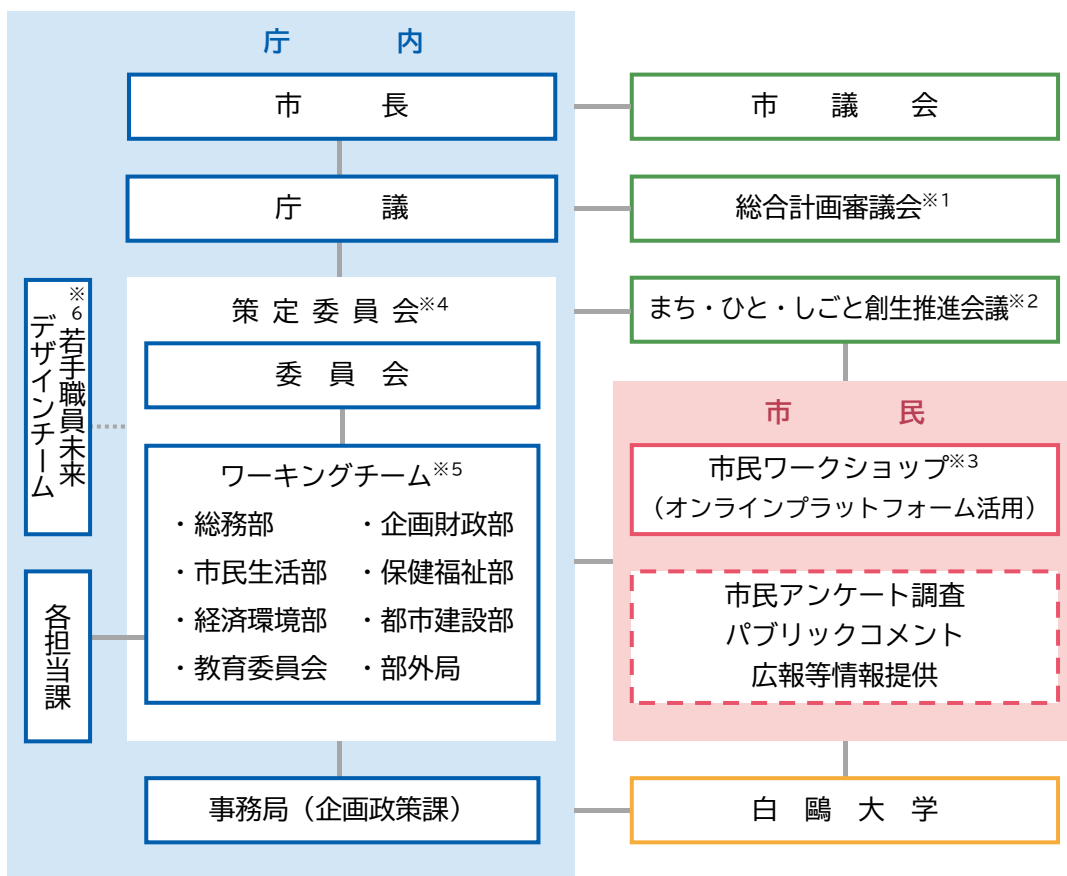
1	計画策定の体制と経緯	150
2	結城市総合計画審議会 諮問・答申	161
3	市民意識調査の結果	163
4	市民ワークショップ提案内容	171
5	若手職員未来デザインチーム提案内容	174
6	施策・事業・指標一覧	176
7	用語解説	190

## 1-1 策定体制

計画策定に向けた庁内体制として策定委員会（委員会及びワーキングチーム）を設置し、庁内各課で前期計画の検証及び目指す姿等の意見集約を行い、全庁体制で計画づくりを進めました。

また、策定にあたっては、市民ワークショップやオンラインプラットフォームでの意見募集による「市民参加」の計画づくりを行うとともに、市議会及び総合計画審議会へ逐次報告を行い、連携を図りながら策定を進めるほか、本市との包括連携協定に基づき白鷗大学から総合的な助言・指導を仰ぎました。

## ■ 策定体制図



- ※1 総合計画審議会：市議会議員、知識経験者、市民代表者で構成され、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。
- ※2 まち・ひと・しごと創生推進会議：総合計画の主要事業から地方創生及び人口減少対策に資するものを重点事業に位置付け、結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略として取りまとめる。
- ※3 市民ワークショップ：次世代を担う市民の声を計画へ反映するため、市民参加によるワークショップを開催し総合計画全般について市民目線の意見を収集する。
- ※4 策定委員会：素案・原案の審議、総合調整等を行う。（庁議構成員、まち・ひと・しごと創生本部員を兼ねる）
- ※5 ワーキングチーム：職員による適正かつ円滑な計画策定に向けて、骨子・素案の立案、検討及び各課担当課との連絡調整など、実質的作業を行う。（課長補佐・主務係長等）
- ※6 若手職員未来デザインチーム：市制施行70周年記念事業の一環として、30代の職員を中心としたワークショップを行い、30年後に100周年を迎える本市において想定される課題を整理するとともに、解決方法や目指すべき姿について検討を行う。（主任・主幹等）

## ① - 2 策定経緯

年度	月 日	内 容
2024 (令和6) 年度	11月21日	第1回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	12月5日	第1回 若手職員未来デザインチーム
	12月19日	第1回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ
	1月22日	第2回 若手職員未来デザインチーム
	1月26日	第2回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ
	2月19日	第3回 若手職員未来デザインチーム
	3月5日	第3回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ
	3月17日	第2回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	3月19日	若手職員未来デザインチーム「提言書」提出
	3月28日	第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ「提案書」提出
2025 (令和7) 年度	4月30日	第3回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	5月19日	第1回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	7月10日	第1回 結城市総合計画審議会
	7月29日	第4回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	8月19日	第2回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	8月19日	令和7年度 第1回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議
	10月7日	第5回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	10月20日	第3回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	10月20日	令和7年度 第2回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議
	11月5日	令和7年度 第1回 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議
	11月10日	第2回 結城市総合計画審議会
	12月～1月	パブリックコメント
	1月15日	第6回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	1月19日	第4回 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	1月19日	令和7年度 第3回 結城市まち・ひと・しごと創生本部会議
	1月26日	第3回 結城市総合計画審議会
	2月4日	令和7年度 第2回 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議
2月4日	結城市総合計画審議会 答申	
2月16日	庁議（第6次結城市総合計画後期基本計画・第3期結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	

## ① - 3 結城市総合計画審議会条例

昭和46年7月1日

条例第13号

改正 昭和63年9月27日条例第12号

平成12年3月30日条例第3号

平成21年3月30日条例第9号

令和2年3月26日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、結城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、結城市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 市民代表者

(昭63条例12・平21条例9・一部改正)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(平12条例3・令2条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和63年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月26日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

■ 結城市総合計画審議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

氏 名	区 分	役 職
佐 藤 仁	市議会議員	議 長
土 田 構 治		副議長
大 里 克 友		総務委員長
田 中 昌 希	知識経験者	結城市教育委員会 委員
◎小笠原 伸		白鷗大学 経営学部 教授
間井田 修	市民代表	自治協力員連合会 会長
塩 森 茂 郎		社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 会長
大 木 準		一般社団法人 結城市医師会 副会長
○野原 牧子		ゆうき女性会議 代表
石 嶋 雅 司		結城商工会議所 会頭
鈴 木 義 明		北つくば農業協同組合 結城支店 支店長
石 田 昭 規		結城信用金庫 本店営業部 部長
佐 藤 ちさと		市民代表
高 山 美智枝		市民代表
菊 地 俊 之		市民代表

## ①-4 結城市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要項

(設置)

第1条 国が定めるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、法第10条に基づき作成する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、結城市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、市長へ提案又は報告するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 市民で組織する団体及び市議会の関係者
- (2) 産業分野の関係者
- (3) 行政分野の関係者
- (4) 教育分野の関係者
- (5) 金融分野の関係者
- (6) 労働分野の関係者
- (7) メディア分野の関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 前項において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、平成27年度に委嘱する場合の委員の任期については、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置く。会長は、委員の互選により決定する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開するものとする。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要項は、平成27年5月29日から施行する。

■ 令和7年度結城市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

◎：会長

氏 名	組織分野		所 属
	分野	区分	
大 里 克 友	市民	市議会	結城市議会 総務委員会 委員長
中 田 一 夫	市民	団体	結城市自治協力員連合会副会長
伊 藤 真 楠 斗	市民	団体	結城青年会議所
野 口 純 一	産業	商工	結城商工会議所 中小企業相談所長
青 木 正 伸	産業	農業	J A北つくば西部営農経済センター センター長
小 篠 雄 登	産業	工業	株式会社コシノテック代表取締役
藤 貫 成 一	産業	産業	本場結城紬卸商協同組合
飯 島 浩 明	産業	観光	結城市観光協会会長
鈴 木 龍 稔	産業	福祉	結城市保育連絡会みくに保育園 園長
平 澤 由 美 子	産業	福祉	居宅介護支援事業所生きいき管理者
◎小笠原 伸	教育	大学	白鷗大学経営学部教授 白鷗大学ビジネス研究所所長
石 崎 裕 子	教育	P T A	江川南小学校 P T A会長
市 川 英 信	金融	地方銀行	常陽銀行結城支店支店長
石 田 昭 規	金融	信用金庫	結城信用金庫 本店営業部 部長
岩 崎 広 行	労働	社会保険 労務士	ニュー岩崎事務所所長
石 内 誠	言論	T V局	ケーブルテレビ株式会社 ケーブルテレビ結城センター 局長
瀧 山 亜 紀	言論	新聞社	茨城新聞社 筑西支社長
小 澤 八 紘	士業	税理士	小澤税務会計事務所

## ① - 5 第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ設置要項

(設置)

第1条 第6次結城市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)の策定に当たり、「結城を未来につなぐ」次世代を担う市民の声を広く聴取するため、第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ(以下「市民WS」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 市民WSは、前条の目的を達成するため、後期基本計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 市民WSは、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、公募に応じた者又は市政に係る団体等から推薦を受けた者のうち、市内に居住し、通学し、又は勤務する18歳以上50歳未満の者であって、市政に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から後期基本計画が策定されたときまでとする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民WSに、座長1人及び副座長若干名を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により選出する。

3 座長は、市民WSを代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定した順に従い、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民WSは、座長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 市民WSは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 座長は、市民WSで検討したことについて、第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会に随時提言することができる。

(庶務)

第8条 市民WSに関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和6年10月11日から施行する。

## ① - 6 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 第6次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定について必要な事項を協議するため、第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、後期基本計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、結城市庁議規程昭和51年結城市訓令第7号第3条に規定する庁議の構成員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 委員会の協議事項を補佐するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキングチームにリーダー及び副リーダー各1人を置く。
- 4 リーダーは、企画財務部の政策員をもって充て、副リーダーは、リーダーが指名する者をもって充てる。
- 5 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員（以下「委員」という。及びワーキングチームの構成員（以下「構成員」という。）の任期は、後期基本計画が策定されたときまでとする。

- 2 委員又は構成員が欠けた場合における補充の委員又は構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会及びワーキングチームの会議は、委員会にあっては委員長が、ワーキングチームにあってはリーダーが必要に応じて招集する。

- 2 前項の会議は、委員又は構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 第1項の会議において議決する必要がある場合は、出席した委員又は構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長又はリーダーの決するところによる。
- 4 委員長及びリーダーは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、庁議において第2条に掲げる委員会の協議事項に関する審議、報告、連絡等が行われた場合は、当該庁議を委員会の会議とみなす。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

政策員並びに総務部、企画財務部、市民生活部、保健福祉部、経済環境部、都市建設部、教育委員会及び部外に属する課又は所から各1人

■ 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会 委員名簿

氏 名	役 職	氏 名	役 職
小 林 栄	市 長	生 井 秀 世	経済環境部長
杉 山 順 彦	副市長	佐 山 敦 勇	都市建設部長
黒 田 光 浩	教育長	野 村 尚 美	会計管理者
山 中 健 司	総務部長	松 本 修 一	議会事務局長
西 條 豊 二	企画財務部長	大 木 博	教育部長
宮 本 臣 久	市民生活部長	河 田 圭一郎	総務部次長兼総務課長
中 澤 理枝子	保健福祉部長	関 口 寿 幸	総務部理事兼秘書課長

■ 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿 [2024 (令和6) 年度]

	委 員
総務部	本多正享、山田康典、谷 嵩 剛、宮田高夫、 桑谷寛史
企画財務部	湯山友和、館野大輔、廣江智子、石橋祐子
市民生活部	小倉広之、池田貴史、片野裕一、森 早苗
保健福祉部	倉持卓之、館野隆幸、小林洋一、赤野間奈美子
産業経済部	生井義明、鈴木真琴、吉羽隆行
都市建設部	大越健志、石山雄一、清水 博、赤荻浩一、 星野智丈
教育委員会	和泉田 真、飯村純子、西村浩孝、平井幹了
部外局	宮崎陽子、宮田剛史、上野千津子、中田恵英

■ 第6次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿 [2025 (令和7) 年度]

	委 員
総務部	篠崎真裕美、山田康典、谷 嵩 剛、宮田高夫、 池田貴史
企画財務部	湯山友和、館野大輔、宮田恵美、坂本 洋
市民生活部	小篠教行、倉持卓之、野村健一、箕輪佐知子
保健福祉部	本多正享、大島清美、小林洋一、宇都木由紀子
産業経済部	生井義明、鈴木真琴、吉羽隆行
都市建設部	堤 和 俊、羽染和幸、清水 博、赤荻浩一、 石島英明
教育委員会	和泉田 真、河原浩志、西村浩孝、平井幹了
部外局	宮崎陽子、宮田剛史、上野千津子、中田恵英

■ 第6次結城市総合計画後期基本計画策定事務局名簿

2024 (令和6) 年度		2025 (令和7) 年度	
西 條 豊 二	企画財務部長	西 條 豊 二	企画財務部長
窪 田 千 伸	企画政策課長	窪 田 千 伸	次長兼企画政策課長
湯 山 友 和 古 俣 潤 広 瀬 愛 小 貫 貴 弘	企画政策課	湯 山 友 和 古 俣 潤 広 瀬 愛 小 山 芳 幸	企画政策課

## ① - 7 結城市制施行70周年記念若手職員未来デザインチーム設置要項

(設置)

第1条 結城市制施行70周年を記念して、30年後の100周年時点で想定される課題の整理及びその解決方法並びにそこから目指すべき将来世代や現役世代の未来について、若手職員の柔軟な発想を活用して議論し、第6次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に当たっての提言を行うことを目的として、結城市制施行70周年記念若手職員未来デザインチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、前条の目的を達成するため、後期基本計画の策定に関し必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 チームは、委員15人程度をもって組織し、原則、主任又は主幹の職にある職員の中から市長が任命する。

2 委員の任期は、任命された日からその年度の末日までとする。

3 チームを総括するリーダーを1名置き、リーダーは、委員の互選により決定する。

(提言)

第4条 リーダーは、チームで協議した事項について、第6次結城市総合計画策定委員会に提言するものとする。

(庶務)

第5条 チームに関する庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

## ② - 1 第6次結城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

結城市諮問第4号  
令和7年11月10日

結城市総合計画審議会  
会長 小笠原 伸 様

結城市長 小 林 栄

## 第6次結城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第6次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたり、結城市総合計画審議会条例第2条の規定により下記のとおり意見を求めます。

## 記

## 1 諮問内容

第6次結城市総合計画後期基本計画について

## 2 諮問理由

本市では、2030（令和12）年度を目標年次とする「第6次結城市総合計画（前期基本計画）」を令和2年3月に策定し、将来都市像を「みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」と定め、その実現のために計画に基づいた各種施策を実施してきました。

この間においては、本格的な人口減少社会の到来や、急速な技術革新、国際化の進展、自然災害の大規模・甚大化など、本市を取り巻く環境は急速に変化するとともに、市民における価値観やニーズも多様化しています。

このような時代潮流や地域課題に的確に対応し、将来都市像の実現に向けた総合的でバランスのとれたまちづくりを推進するため、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5年間を計画期間とする「第6次結城市総合計画後期基本計画」の策定に向けて、諮問を行うものです。

なお、本計画策定の際は、前期基本計画と同様に、「教育・文化」の分野を「結城市教育大綱」、「協働・行政」の分野を「結城市行政改革大綱」に位置付けるとともに、人口減少対策に資する事業により構成した「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定するものいたします。

## ② - 2 第6次結城市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和8年2月4日

結城市長 小林 栄 様

結城市総合計画審議会  
会長 小笠原 伸

### 第6次結城市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和7年11月10日付結城市諮問第4号で諮問を受けた第6次結城市総合計画後期基本計画について、本審議会では慎重に審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

#### 記

- 1 健康寿命日本一の実現に向けて、医療・福祉施設、市民、ボランティア団体などと連携し、地域全体で健康づくりに取り組むとともに、子育て世代のニーズに沿った支援策を展開し、子育てについての負担軽減を図るなど、保健・福祉施策の充実により、こどもから高齢者まで全ての市民が、住み慣れた地域において満足して健幸に暮らせるまちを目指すこと
- 2 災害に強い整備された住環境整備、緑豊かな自然環境と農村集落や田園風景の維持・保全を図るとともに、人口減少を見据えた市街地のコンパクト化や、老朽化が懸念されるインフラの維持管理を計画的に進め、市民が安全・安心・快適に生活できるまちを目指すこと
- 3 歴史的な街並みや農業などの豊かな地域資源を最大限に活用した地域一体での観光・産業振興や優れた交通網を活用した企業誘致により「稼ぐ力」の向上を図るとともに、多様な働き方に対応した雇用環境を創出し、若者や女性をはじめとした幅広い市民に選ばれる「生涯活躍」のまちを目指すこと
- 4 未来を担うこどもたちを育むための、確かな学力と豊かな人間性、郷土愛を醸成する特色ある学校教育の展開や教育環境づくりを進めるとともに、急速に進行する社会の多様化・複雑化について市民や地域コミュニティにおける相互理解を図り、多様な人々が共存し、将来にわたり市民が生き生きと暮らせるまちを目指すこと

- 5 市民・企業・団体・行政などによる「協働」の推進や民間活力の積極的な導入、データを活用したEBPM（証拠に基づく政策立案）により、効率的・効果的かつ持続可能な行財政運営を行うとともに、AI・ICT技術等を活用して自治体DXを推進し、市民にとって利便性がよく、行政サービスが充実したまちを目指すこと

### 3 市民意識調査の結果

#### 3-1 調査概要

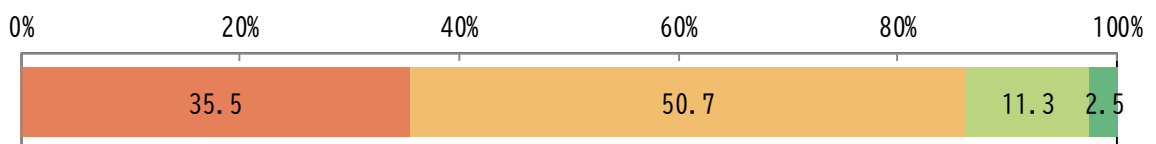
- 調査期間：2024（令和6）年11月27日（水）～12月25日（水）
- 調査対象：満18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送による配布、郵送・インターネットによる回収
- 回収結果：配布数3,000票 / 回収数1,256票（回収率41.9%）

#### 3-2 集計結果

##### (1) 住みやすさ

- 「住みやすい」と、「どちらかといえば住みやすい」と答えた人の合計（住みやすい層）は、8割以上（86.2%）となっています。
- 「どちらかといえば住みにくい」と、「住みにくい」と答えた人の合計（住みにくい層）は、13.8%となっています。

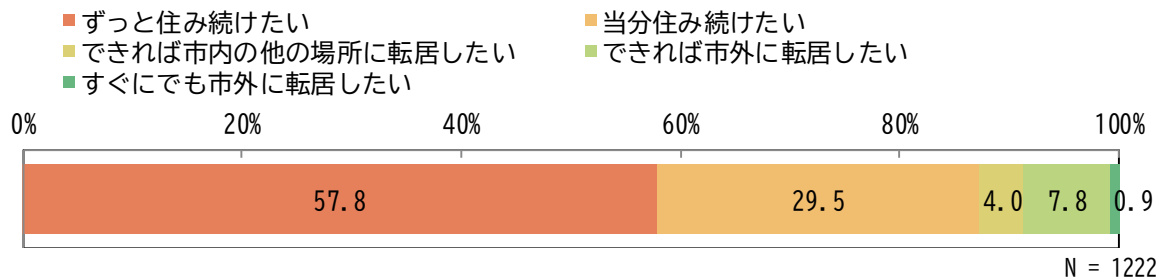
■ 住みやすい ■ どちらかといえば住みやすい ■ どちらかといえば住みにくい ■ 住みにくい



N = 1227

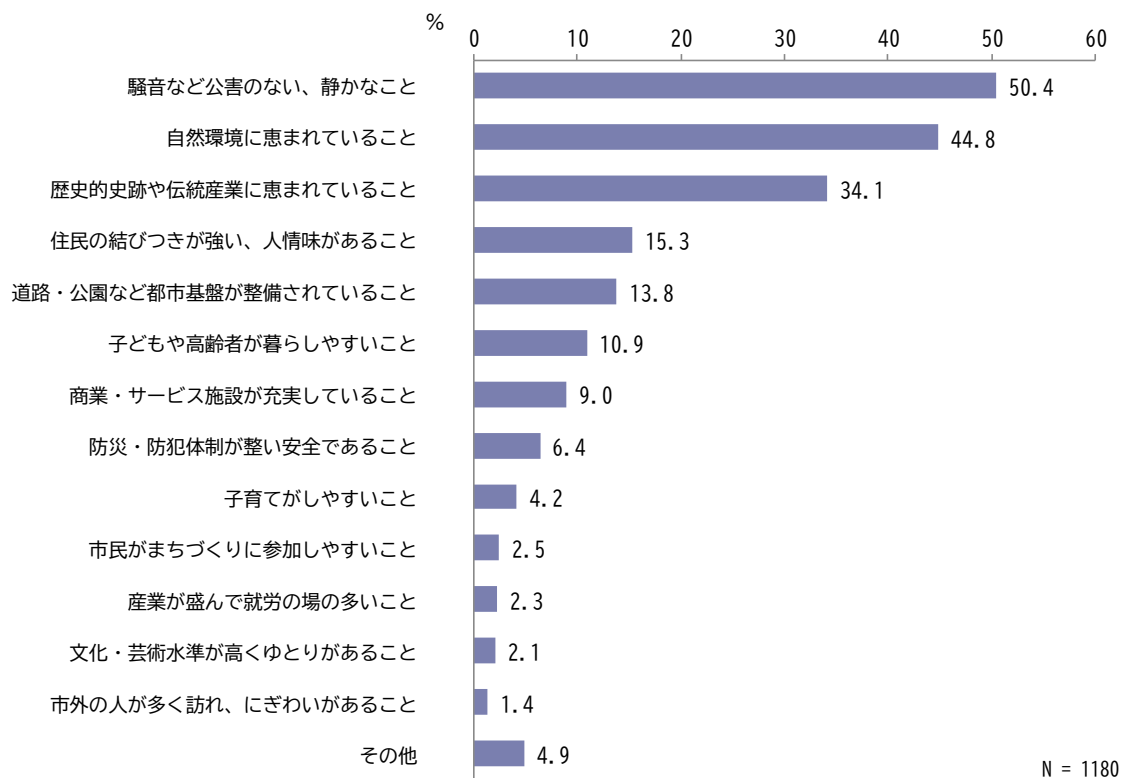
## (2) 定住意向

○「市内に住み続けたい」が9割（91.3%）を占めているのに対し、「市外に転居したい」は、1割程度（8.7%）にとどまっています。



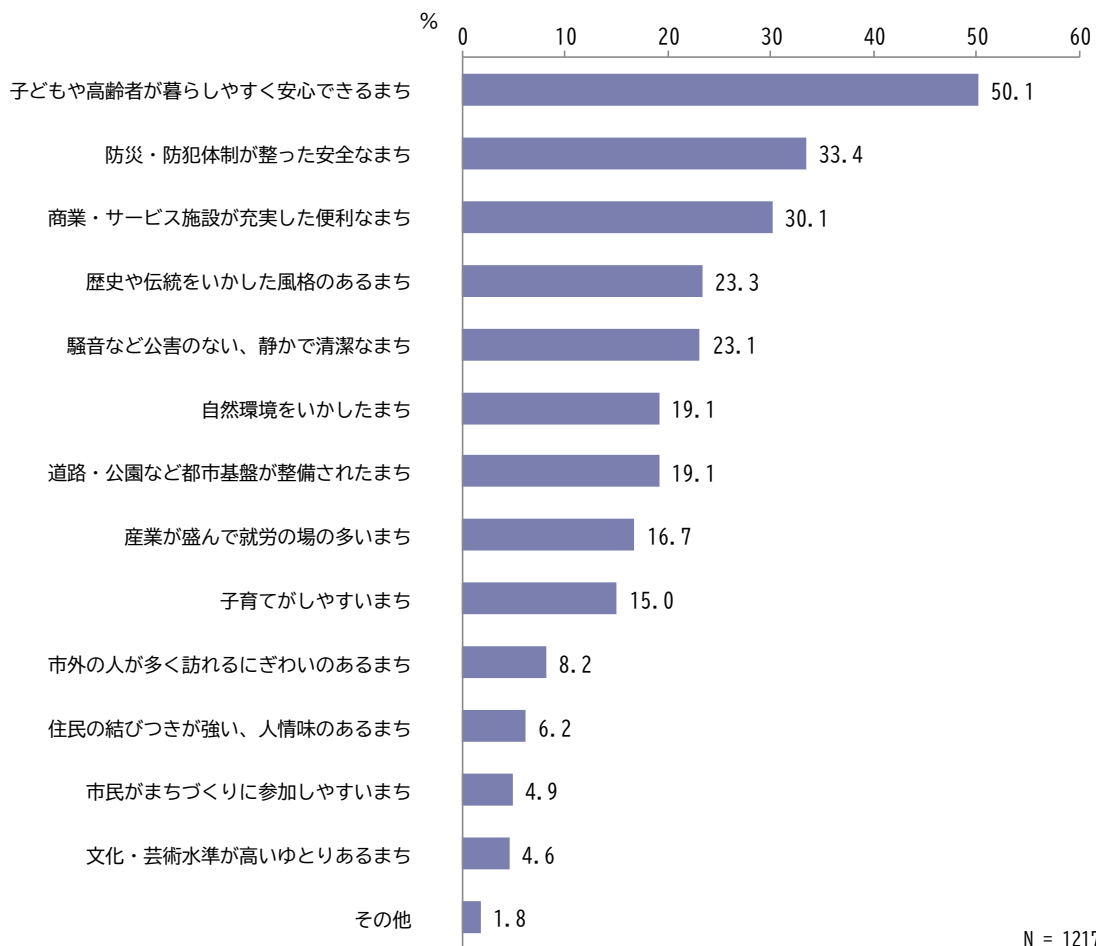
## (3) 結城市の長所

○「騒音など公害のない、静かなこと」が約5割（50.4%）で最も高く、次いで「自然環境に恵まれていること」が4割強（44.8%）、「歴史的史跡や伝統産業に恵まれていること」（34.1%）となっています。



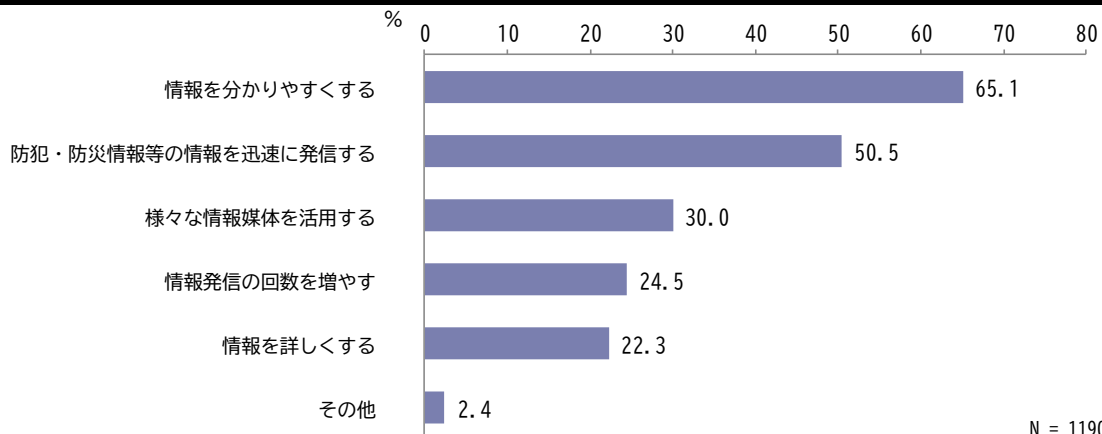
#### (4) 結城市の将来像

- 「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」(50.1%)が最も高くなっています。
- 「防災・防犯体制が整った安全なまち」(33.4%)、「商業・サービス施設が充実した便利なまち」(30.1%)、「歴史や伝統をいかした風格のあるまち」(23.3%)と続いています。



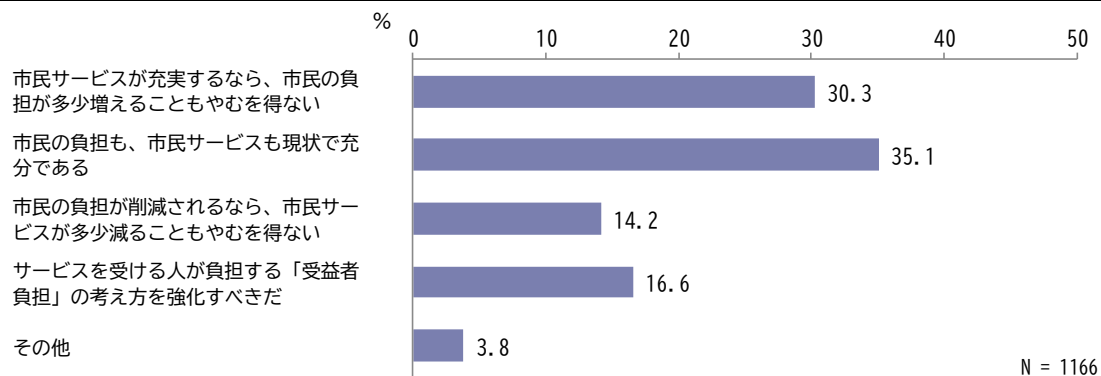
#### (5) 情報発信の改善点

- 「情報をわかりやすくする」が65.1%、「防犯・防災情報等の情報を迅速に発信する」が50.5%となっています。



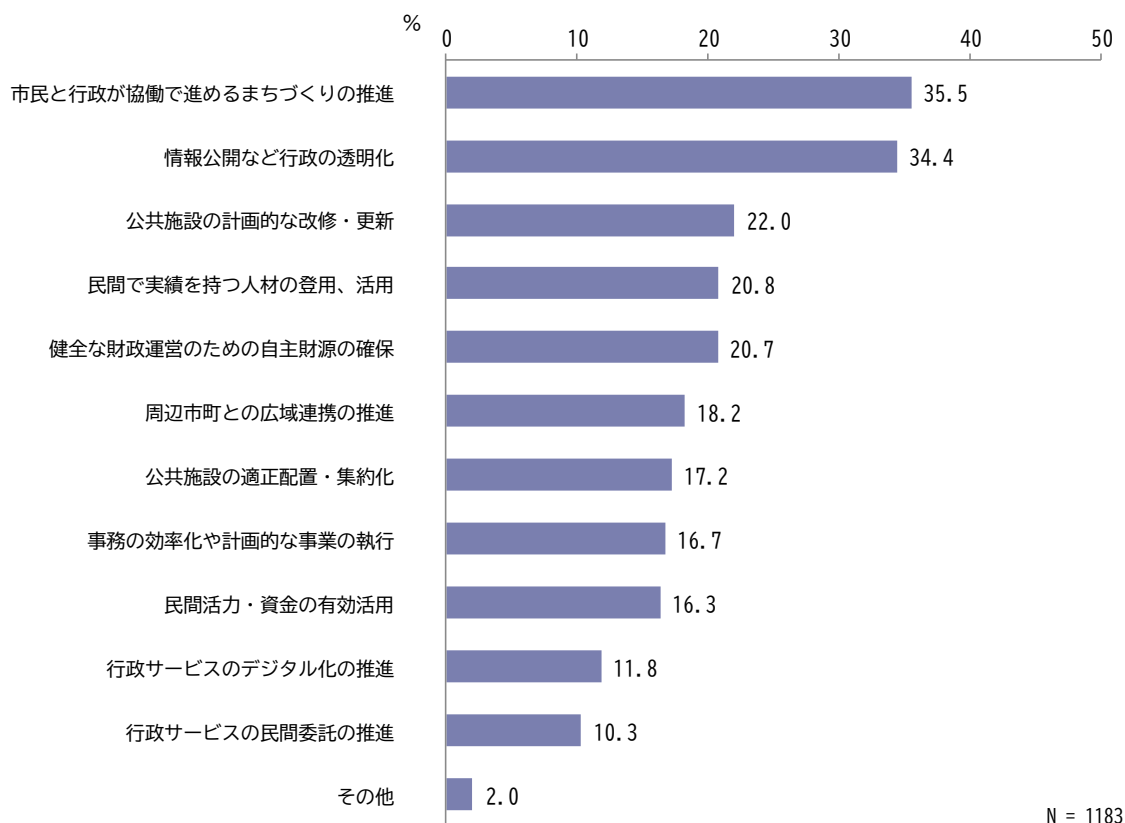
## (6) 行政サービスの水準と負担

○「市民の負担も、市民サービスも現状で充分である」が35.1%、「市民サービスが充実するなら、市民の負担が多少増えることもやむを得ない」が30.3%となっています。



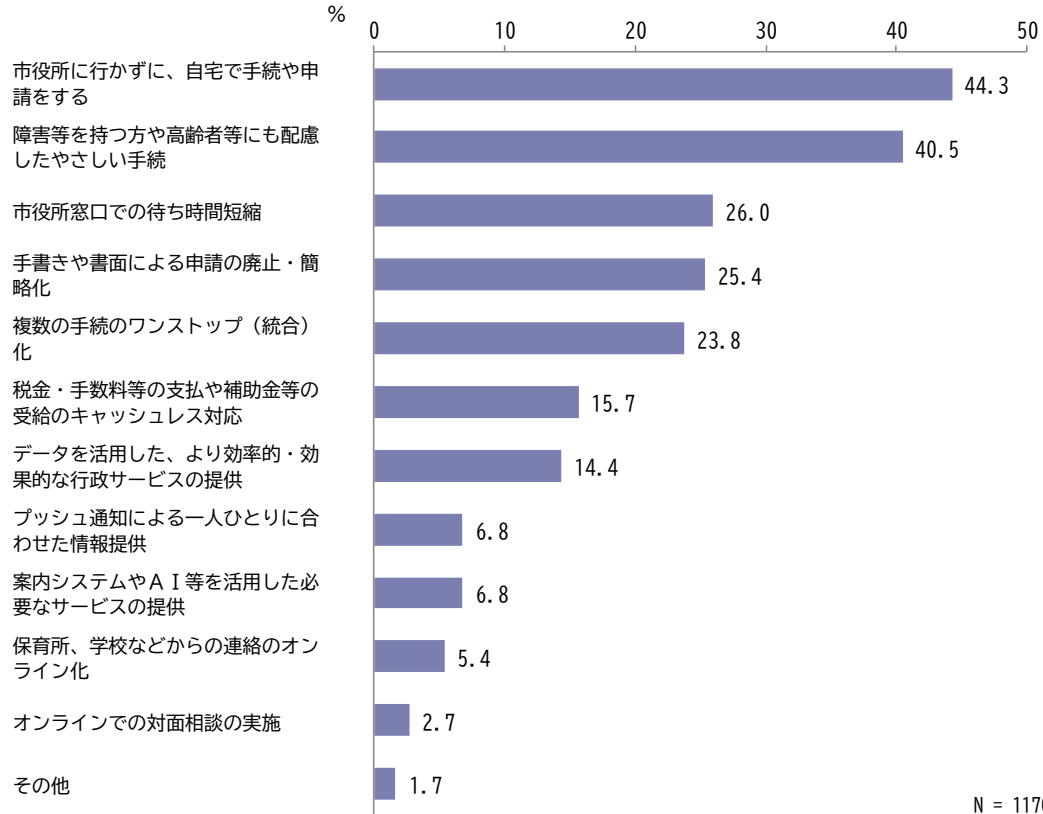
## (7) 行政運営に望むこと

○「市民と行政が協働で進めるまちづくりの推進」が35.5%、次いで、「情報公開など行政の透明化」が34.4%と高くなっています。



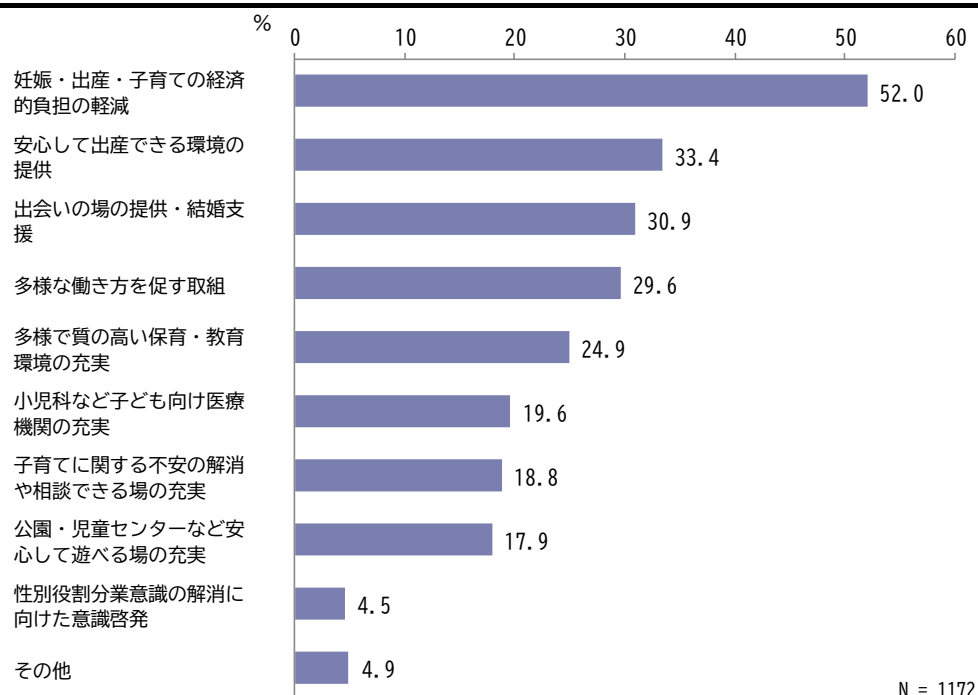
## (8) 行政サービスのDX化に望むこと

○「市役所に行かずに、自宅で手続や申請をする」が44.3%、次いで「障害等を持つ方や高齢者等にも配慮したやさしい手続」が40.5%となっています。



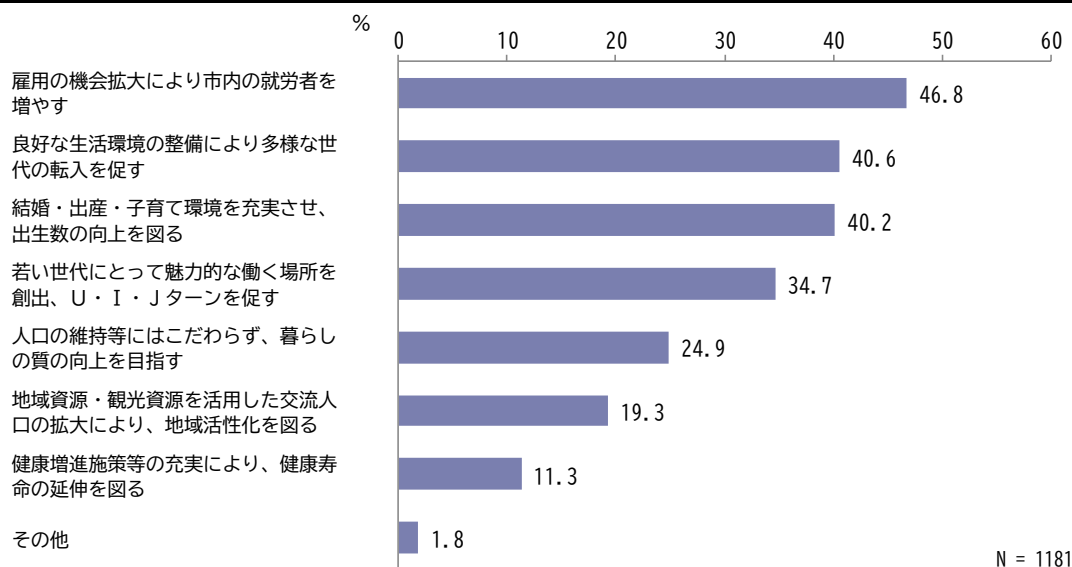
## (9) 人口減少対策で重視すべき取組

○「妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減」が52.0%で最も高く、次いで「安心して出産できる環境の提供」が33.4%、「出会いの場の提供・結婚支援」が30.9%となっています。



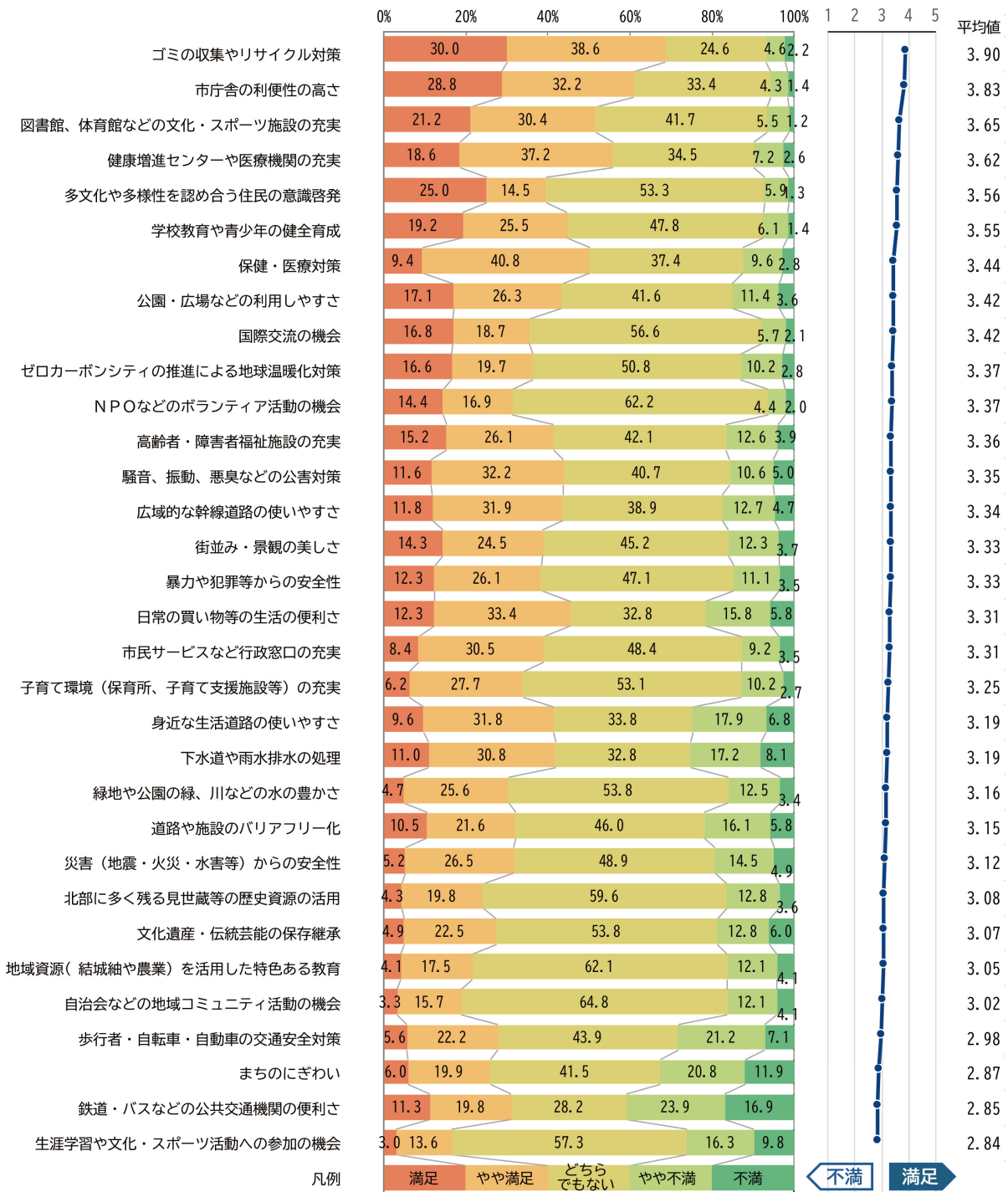
## (10) 少子化・人口減少社会で目指すべきまちづくり

○「雇用の機会拡大により市内の就労者を増やす」が、46.8%と最も高くなっています。次いで「良好な生活環境の整備により多様な世代の転入を促す」が40.6%、「結婚・出産・子育て環境を充実させ、出生数の向上を図る」が40.2%となっています。



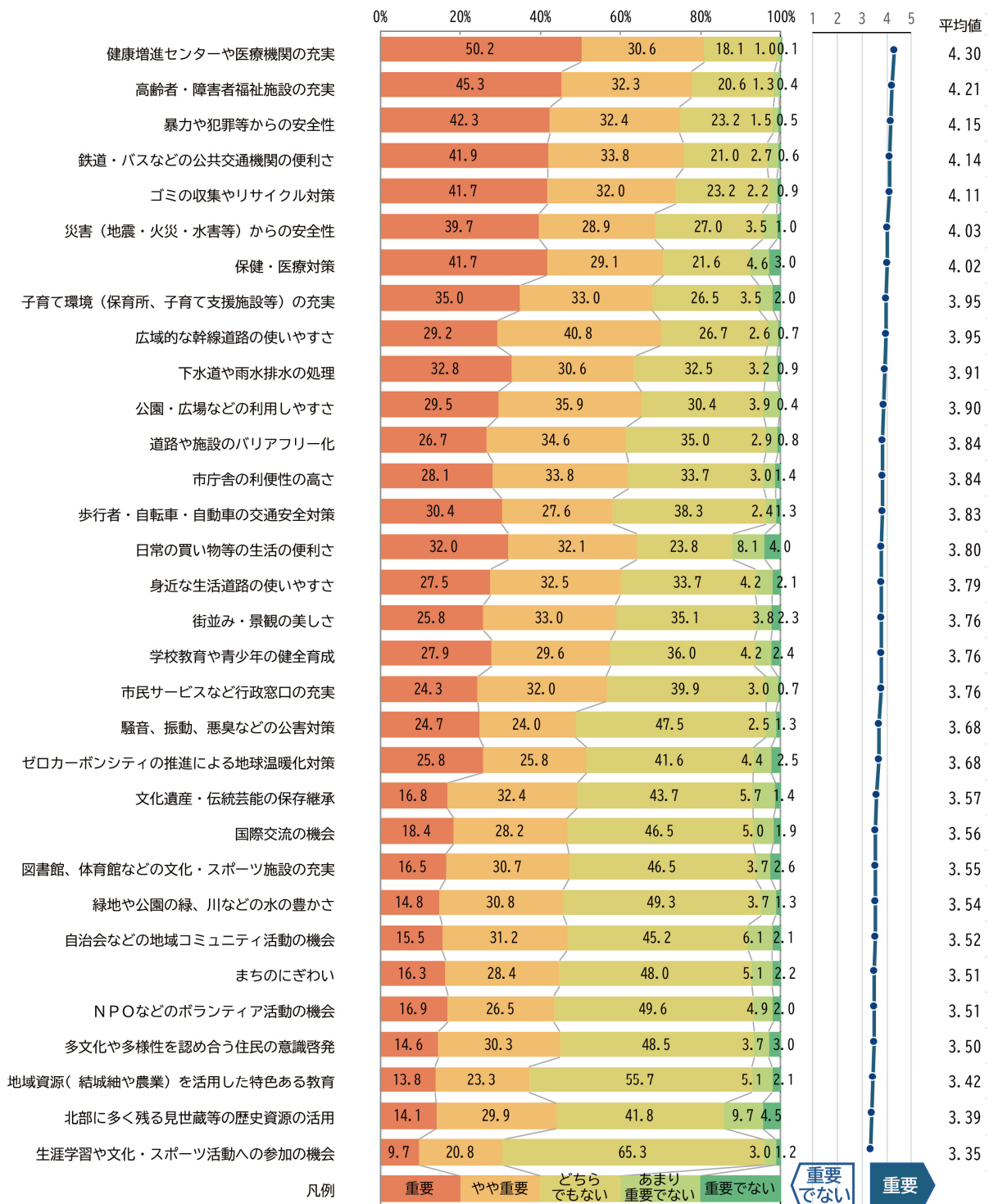
(11) まちづくりの満足度

- 平均値の上位3位は、「ゴミの収集やリサイクル対策」の 3.90、「市庁舎の利便性の高さ」の 3.83、「図書館、体育館などの文化・スポーツ施設の充実」の 3.65 となっています。
- 一方、満足度の平均値の下位3位は、「生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会」の 2.84、「鉄道・バスなどの公共交通機関の便利さ」の 2.85、「まちのにぎわい」の 2.87 となっています。



(12) まちづくりの重要度

- 平均値の上位3位は、「健康増進センターや医療機関の充実」の4.30、「高齢者・障害者福祉施設の充実」の4.21、「暴力や犯罪等からの安全性」の4.15となっています。
- 平均値の低位3位は、「生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会」の3.35、「北部に多く残る見世蔵等の歴史資源の活用」の3.39、「地域資源（結城紬や農業）を活用した特色ある教育」の3.42となっています。



## 4 市民ワークショップ提案内容

### 4-1 開催状況

回	日時	内容
第1回	2024(令和6)年12月19日(木) 午後6時30分~午後8時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合計画について</li> <li>○ 市民ワークショップの目的・進め方について</li> <li>○ 講義「結城市を取り巻く現状について」 (講師:白鷗大学経営学部 小笠原 伸 教授)</li> <li>○ オンラインプラットフォーム「Liqlid」について</li> <li>○ 【グループワーク】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己紹介・アイスブレイク</li> <li>・結城市の「いいトコロ」「もうちょっとなトコロ」</li> </ul> </li> </ul>
第2回	2025(令和7)年1月26日(日) 午後1時30分~午後4時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回の振り返り</li> <li>○ 結城市の人口に関する分析</li> <li>○ Well-Being(地域幸福度)について</li> <li>○ 【グループワーク】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・結城市の“改善すべき課題”って何だろう？</li> <li>・課題解決のための“提案”を考えてみよう！</li> <li>・検討結果の発表</li> </ul> </li> </ul>
第3回	2025(令和7)年3月5日(木) 午後6時30分~午後8時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2回の振り返り</li> <li>○ 【グループワーク】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決に向けた“提案”をまとめよう</li> <li>・提案内容の発表</li> </ul> </li> </ul>

### 4-2 提案概要

第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップでは、結城市の「改善すべき課題」や「課題解決のための提案」について検討した結果、「第6次結城市総合計画後期基本計画の策定に関する提案書」としてとりまとめ、下記の提案を行いました。

グループ	提案の概要
A	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「私たち」の情報発信による観光活性化</li> <li>2. 世代を問わず集まれる 現代の公園づくり</li> <li>3. 市民一人ひとりが“健幸”なまちづくり</li> </ol>
B	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 若者の働く場の魅力創出と地元企業の認知向上</li> <li>5. 若者や子どもの希望を叶える空間づくり</li> <li>6. 便利で住みやすい交通手段の整備</li> </ol>
C	<ol style="list-style-type: none"> <li>7. 結城市行政のデジタル化</li> <li>8. オンラインプラットフォームと対面を組み合わせた市民参画の推進</li> <li>9. 外国籍住民との交流の場の創出</li> <li>10. 子育てに対して暖かく 未来を育むまちづくり</li> </ol>

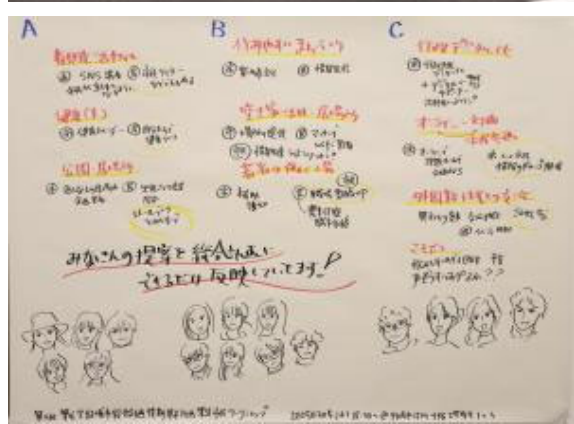
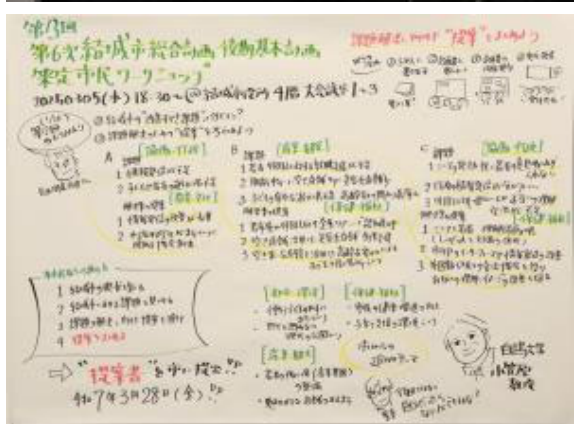
# ④ - 3 市民ワークショップの取組の様子



第1回市民ワークショップ



第2回市民ワークショップ



第3回市民ワークショップ

## 4-4 市民ワークショップメンバー名簿



### 市民ワークショップメンバー 委員名簿

グループ	氏名		
A	川面 真夢	羽生 奈津恵	安藤 滉二
	萩原 亜弥伽	松田 美幸	石川 雄一郎
B	大橋 世羅	越川 紗朋里	柳田 杏奈
	梅山 楓	小貫 綾香	伊関 琉唯
C	青木 朝香	嶋田 桃香	池羽 修一
	赤荻 雅人	北島 宏章	幸田 恵利

### 運営支援

氏名	所属等
小笠原 伸	白鷗大学経営学部教授
菊池 紫織	白鷗大学小笠原ゼミナール
貞廣 成美	白鷗大学小笠原ゼミナール
大根田 華恋	白鷗大学小笠原ゼミナール
後藤 真理	白鷗大学小笠原ゼミナール
長尾 若夏	白鷗大学小笠原ゼミナール
高石 航輝	白鷗大学小笠原ゼミナール

### 事務局

氏名	所属等
西條 豊二	企画財務部
窪田 千伸	企画政策課
湯山 友和	企画政策課
古俣 潤	企画政策課
広瀬 愛	企画政策課
小貫 貴弘	企画政策課

※「第6次結城市総合計画後期基本計画策定市民ワークショップ」の提言書等の詳細については、右記の二次元コードを読み取っていただくか、下記のURLを参照してください。

<https://www.city.yuki.lg.jp/shisei/keikaku/sougoukeikaku/6th/koukikihon/pa ge009512.html>



## 5 若手職員未来デザインチーム提案内容

### 5-1 開催状況

回	日 時	内 容
第1回	2024（令和6）年12月5日（木） 午後2時00分～午後4時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キックオフミーティング</li> <li>○ 講義（講師：白鷗大学経営学部 小笠原 伸 教授）</li> <li>○ オンラインプラットフォーム「Liqid」</li> <li>○ブレインストーミング（創造の発散）</li> </ul>
第2回	2025（令和7）年1月22日（水） 午後2時00分～午後4時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前回（Session1）の振り返り</li> <li>○ 【ワークセッション】 「わたしたちが目指すべき30年後の未来について」 「どうすればわたしたちは目指すべき未来をデザインできるのか」</li> </ul>
第3回	2025（令和7）年2月19日（水） 午後2時00分～午後4時00分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前回（Session2）の振り返り</li> <li>○ タイムカプセルについて</li> <li>○ 【ワークセッション】 「どうすればわたしたちは目指すべき未来をデザインできるのか（テーマの追加）」</li> </ul>

### 5-2 取組概要

結城市制施行70周年記念若手職員未来デザインチームは、28～38歳の職員を中心に構成され、30年後に100周年を迎える本市において、想定される課題の整理とそこから目指すべき将来世代やわたしたちの未来について議論を行いました。

その議論から、縮小する近未来を現実的に洞察したときに、今何を考えておくべきなのか、分野別に意見や考え方を共有する提言書（タイムカプセル）を作成し、「第6次結城市総合計画策定委員会」に提出しました。



### ⑤ - 3 若手職員未来デザインチーム委員名簿



■ 結城市制施行70周年記念若手職員未来デザインチーム 委員名簿

グループ	氏名	所属	氏名	所属
X	藤井 優	秘書課	江田 篤史	水道課
	鈴木 優太	まちづくり協働課	湯本 みな実	健康増進課
	山室 和也	農政課		
Y	伊藤 健	総務課	阿竹 駿一	社会福祉課
	宮田 洋佑	契約管財課	大川 ひとみ	学校教育課
	齊藤 恵理	子ども福祉課		
Z	小貫 貴弘	企画政策課	館野 明充	商工観光課
	富田 真史	財政課	林 智生	商工観光課
	神戸 美奈	社会福祉課		

※「若手職員未来デザインチーム」の提言書等の詳細については、右記の二次元コードを読み取っていただくか、下記のURLを参照してください。

<https://www.city.yuki.lg.jp/shisei/keikaku/sougoukeikaku/6th/koukikihon/page009515.html>



## 6

## 施策・事業・指標一覧

## 1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう【保健・福祉】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿
1-1	未来を担う子どもを育む環境づくり【児童福祉】	<b>指標1</b> まちづくりの満足度－子育て環境（保育所、子育て支援施設等）の充実（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.25	3.5	3.75	① 地域と協働した子育て環境の充実
						② 保育環境の充実
						③ 妊産婦・子育て家庭への支援
						④ 経済的負担の軽減
						⑤ 児童虐待防止
1-2	健康長寿で安心できる暮らしづくり【健康・医療】	<b>指標1</b> まちづくりの満足度－保健・医療対策（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.44	3.65	3.75	① 健康づくりの推進
						② 保健予防活動の充実
						③ 地域医療体制の充実
						④ 健康保険制度の適正運営
1-3	地域で支えあう福祉環境の充実【地域福祉／障害者（児）福祉／低所得者福祉／母子・父子福祉】	<b>指標1</b> 協議体参加者数（第1層、第2層延べ数）	2,001人	2,500人	2,500人	① 地域福祉の充実
		<b>指標2</b> 生活困窮者相談件数に対する一般就労者数割合	12.9%	15%	15%	② 障害者（児）福祉の充実
						③ 生活困窮者等への支援の充実

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値(R6)	中間値(R10)	目標値(R12)
1-1-①-1	●	1-1	放課後子ども教室推進事業	子ども福祉課	放課後子ども教室開設数	3か所	3か所	4か所
1-1-①-2	●	1-1	放課後児童健全育成事業	子ども福祉課	実施箇所数	15か所	14か所	14か所
1-1-②-1	○		民間保育所補助事業	子ども福祉課	実施箇所数	8か所	8か所	8か所
1-1-③-1	●	1-1	地域子ども・子育て支援事業	子ども福祉課	ファミリー・サポート・センターの利用時間	633.5時間	670時間	670時間
1-1-③-2	●	1-1	ママパパ子育て応援事業	子ども福祉課	利用者数	82人/年	80人/年	80人/年
1-1-③-3	○		地域子育て支援センター運営事業	子ども福祉課	実施箇所数	2か所	2か所	2か所
1-1-③-4	○		妊娠・出産包括支援事業	健康増進課	産後ケア利用者数	19人	39人	40人
1-1-③-5	○		妊産婦・乳児健康診査事業	健康増進課	妊婦健康診査受診率	82.8%	85%	87%
1-1-③-6	●	1-1	こども家庭センター運営事業	子ども福祉課	相談窓口数	3か所	3か所	4か所
1-1-③-7	○		乳幼児健康診査事業	健康増進課	受診率	97.5%	98%	99%
1-1-③-8	●	1-1	子育て世帯すこやか祝金支給事業	子ども福祉課	支給率	98.6%	100%	100%
1-1-④-1	●	1-1	少子化対策医療費助成事業	保険年金課	助成率	100%	100%	100%
1-1-④-2	●	1-1	不妊治療費助成事業	健康増進課	助成件数	20件	20件	20件
1-1-④-3	●	1-1	学校給食センター運営管理事業 (学校給食費支援事業)	学校教育課	学校給食費支援率	100%	100%	100%
1-1-⑤-1	○		要保護児童対策事業	子ども福祉課	実務者会議開催回数	4回/年	4回/年	4回/年
1-2-①-1	○		栄養改善・食育推進事業	健康増進課	教室開催回数	18回	20回	22回
1-2-①-2	○		健康づくり団体活動推進事業	健康増進課	推進員数	64人	64人	64人
1-2-①-3	○		健康づくりスタート応援事業	健康増進課	アプリ導入者数	890人	1,000人	1,100人
1-2-②-1	●	1-3	健康診査事業	健康増進課	がん検診平均受診率	8.16%	8.57%	8.98%
1-2-②-2	○		予防接種事業	健康増進課	実施率	82.6%	92%	95%
1-2-③-1	○		緊急医療体制事業	健康増進課	救急搬送受入れ病院数(市内)	2病院	2病院	2病院
1-2-④-1	○		特定健康診査等事業	保険年金課 健康増進課	特定健康診査受診率	30.4%	34%	36%
1-2-④-2	○		国保保健事業	保険年金課 健康増進課	ジェネリック医薬品の普及啓発活動	2回	2回	2回
1-3-①-1	○		避難行動要支援者対策事業	社会福祉課	個別計画作成率	65.6%	75%	85%
1-3-①-2	●	1-3	生活支援体制整備事業	介護福祉課	第2層協議体開催回数	126回	130回	140回
1-3-②-1	○		障害者相談支援事業	社会福祉課	相談者数	289人	277人	269人
1-3-②-2	○		障害者社会参加促進事業	社会福祉課	各事業への参加者数	590人	637人	661人
1-3-③-1	○		生活困窮者等自立相談支援事業	社会福祉課	支援者数	135人	139人	141人

## 1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう【保健・福祉】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿
1-4	高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり【高齢者福祉】	<b>指標1</b> 要支援・要介護初認定平均年齢	81.4歳	81.5歳	81.6歳	① 高齢者福祉の総合的な推進
						② 地域包括ケアシステムの深化・推進
						③ 介護予防の推進

## 2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう【都市・環境】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿
2-1	コンパクトで魅力あるまちづくり【都市計画】	<b>指標1</b> 都市公園の住民1人当たりの敷地面積	7.01㎡	7.48㎡	7.51㎡	① 計画的な市街地の形成
		<b>指標2</b> 街並み・景観の美しさに関する満足度（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.33	3.33	3.33	② 公園・緑地等の整備と維持管理 ③ 良好な景観形成
2-2	快適で住みやすいまちづくり【住環境／道路／公共交通】	<b>指標1</b> 土地区画整理事業地区内人口（南部・北西部地区）	13,187人	13,200人	13,200人	① 良質な住宅地の整備 ② 道路ネットワークの形成



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
1-4-①-1	○		ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム整備事業	介護福祉課	設置台数	183 台	215 台	230 台
1-4-①-2	○		徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業	介護福祉課	協力事業所数	28 事業所	40 事業所	50 事業所
1-4-①-3	○		高齢者就労支援事業	介護福祉課	会員数	300 人	310 人	320 人
1-4-②-1	○		総合相談事業	介護福祉課	延べ相談件数	7,783 件 / 年	8,200 件 / 年	8,500 件 / 年
1-4-②-2	○		認知症総合支援事業	介護福祉課	認知症カフェ参加者数	515 人 / 年	500 人 / 年	500 人 / 年
1-4-②-3	●	1-3	在宅医療・介護連携推進事業	介護福祉課	参入・連携する医療機関数	10 機関	11 機関	12 機関
1-4-②-4	○		家族介護支援事業	介護福祉課	交流会開催数	9 回 / 年	9 回 / 年	9 回 / 年
1-4-②-5	○		地域自立生活支援事業	介護福祉課	延べ配食数	8,763 食 / 年	9,360 食 / 年	9,360 食 / 年
1-4-②-6	○		地域ケア会議推進事業	介護福祉課	地域ケア推進会議開催回数	1 回 / 年	1 回 / 年	1 回 / 年
1-4-③-1	○		健康教育事業	介護福祉課	講座・教室の開催数	1,153 回	1,185 回	1,185 回
1-4-③-2	○		地域介護予防活動支援事業	介護福祉課	養成者数	183 人	203 人	213 人
1-4-③-3	○		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	介護福祉課	ポピュレーションアプローチ実施箇所数	20 か所	23 か所	25 か所

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
2-1-①-1	○		都市計画マスタープラン改定事業	都市計画課	改訂(進捗率)	計画(0%)	完了(100%)	計画(0%)
2-1-①-2	○		地籍調査事業	土木課	地籍調査事業完了率	73.55%	76.31%	76.85%
2-1-②-1	○		都市公園整備事業(都市構造再編集中支援事業)	都市計画課	整備(箇所数)	検討(0箇所)	調査(0箇所)	整備完了(1箇所)
2-1-②-2	●	2-2 3-3	山川不動尊あやめ園整備事業	都市計画課	整備(進捗率)	整備中(30.5%)	整備完了(100%)	活用(100%)
2-1-③-1	○		まちづくり活動推進事業	都市計画課	道路美装化	-	-	2 路線
2-2-①-1	●	3-1	土地区画整理事業(結城南部第二)	区画整理課	進捗率	97.8%	99%	99%
2-2-①-2	●	3-1	土地区画整理事業(結城南部第三)	区画整理課	進捗率	93.2%	98%	99%
2-2-①-3	●	3-1	富士見町土地区画整理事業	区画整理課	進捗率	87%	90%	92%
2-2-①-4	●	3-1	逆井土地区画整理事業	区画整理課	進捗率	97.5%	99%	99%
2-2-①-5	●	3-1	四ツ京土地区画整理事業	区画整理課	進捗率	87.3%	92%	94%
2-2-②-1	●	1-3	都市計画道路整備事業	都市計画課	整備	用地取得	用地取得	工事着工
2-2-②-2	○		市道 0109 号線舗装整備・街路灯 LED 化事業(都市構造再編集中支援事業)	土木課	進捗率	0%	10%	50%
2-2-②-3	○		市道 0115 号線道路改良事業(市道 0115 号線～市道 0230 号線間)	土木課	進捗率	29.9%	100%	100%

2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう [都市・環境]

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿
2-2	快適で住みやすいまちづくり [住環境/道路/公共交通]	<b>指標2</b> 公共交通の利用者満足度 (結城市総合計画「市民意向調査」)	31.1%	38%	45%	③ 良好な住環境の形成
						④ 道路維持管理の充実
						⑤ 公共交通ネットワークの充実
2-3	安全に暮らせるまちづくり [防災・防犯]	<b>指標1</b> 自主防災組織率	34.6%	38%	40%	① 防災対策の充実
						② 防犯対策の充実
		<b>指標2</b> 人口千人当たりの犯罪率	9.279%	6.000%	5.000%	③ 交通安全対策の推進
						④ 消防体制の強化
2-4	地球環境にやさしいまちづくり [環境共生/生活環境/上下水道]	<b>指標1</b> 一人1日あたりのごみ排出量 (資源物を除く)	630g	613g	604g	① 循環型社会の形成
						② 地球温暖化対策の強化
						③ 生活環境の保全
						④ 安全・安心な水道水の安定供給
						⑤ 生活排水の適正な処理

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
2-2-③-1	●	1-3	市道整備事業	土木課	舗装整備率	65.2%	65.7%	66%
2-2-③-2	●	1-3	市道排水整備事業	土木課	排水整備率	25.5%	26.4%	26.8%
2-2-③-3	●	1-3	空家等対策事業	生活環境課 都市計画課	協議会開催数	0回/年	1回/年	1回/年
2-2-③-4	○		空家等解体費補助事業	生活環境課	解体補助件数	4件/年	5件/年	5件/年
2-2-④-1	●	1-3	市道舗装補修事業	土木課	生活道路の舗装 打替延長	1.39 km/年	1.60 km/年	1.60 km/年
2-2-④-2	●	1-3	市道舗装修繕事業	土木課	幹線市道の舗装 打替延長	0.09 km/年	0.40 km/年	0.40 km/年
2-2-④-3	○		橋梁維持補修事業	土木課	修繕必要橋梁数 (判定Ⅲ)	3橋	1橋	0橋
2-2-⑤-1	●	1-3	公共交通整備事業	企画政策課	巡回バス 年間利用者数	31,833人	34,500人	35,900人
2-3-①-1	○		総合防災訓練開催事業	防災安全課	訓練避難所数	3か所	15か所	21か所
2-3-①-2	○		災害情報伝達手段整備事業	防災安全課	拡声子局バッテ リ-更新子局数	3か所	40か所	79か所
2-3-①-3	●	1-3	自主防災組織育成事業	防災安全課	補助金交付 団体数	2団体/年	2団体/年	2団体/年
2-3-①-4	○		住宅・建築物耐震改修事業	都市計画課	診断士派遣及び 改修助成件数	5件・0件	6件・1件	6件・1件
2-3-②-1	●	1-3	明るい地域づくり推進事業	防災安全課	防犯パトロール 回数	116回	120回	120回
2-3-③-1	○		施設管理事業（交通安全施設）	防災安全課	通学路街路灯 LED化率	95.2%	100%	100%
2-3-③-2	○		施設整備事業（交通安全施設）	防災安全課	通学路街路灯 設置数	1,269基	1,300基	1,310基
2-3-④-1	●	1-3	消防団活動事業	防災安全課	装備及び安全 対策等講習会	2回/年	3回/年	4回/年
2-3-④-2	○		施設等整備事業（消防団施設）	防災安全課	消防車両の 累計更新数	3台	4台	6台
2-4-①-1	○		資源物分別収集事業	生活環境課	リサイクル率	11.6%	13.8%	14.8%
2-4-①-2	○		ごみ減量化対策事業	生活環境課	件数	10件/年	10件/年	10件/年
2-4-②-1	○		地球温暖化対策事業	生活環境課	環境講座 開催回数	1回/年	2回/年	2回/年
2-4-②-2	○		地球温暖化対策事業	生活環境課	設置補助基数	0基	7基	7基
2-4-③-1	○		公害対策事業	生活環境課	公害に対する 苦情対応件数	63件/年	60件/年	60件/年
2-4-④-1	○		施設整備事業	水道課	更新機械整備数	12か所	30か所	44か所
2-4-④-2	○		配水管更新事業	水道課	石綿セメント管 残延長	24,468m	18,468m	15,468m
2-4-④-3	○		第4次拡張事業	水道課	対応件数	3件	11件	15件
2-4-④-4	○		効率的・効果的な事業運営	水道課	料金収納率	97.2%	99%	99.9%
2-4-⑤-1	○		合併処理浄化槽設置事業	生活環境課	設置補助基数	35基/年	47基/年	47基/年
2-4-⑤-2	○		汚水管渠建設改良事業	下水道課	供用開始区域 面積	842ha	865ha	876ha
2-4-⑤-3	○		雨水管渠建設改良事業	下水道課	整備延長	14,333m	14,500m	14,800m
2-4-⑤-4	○		処理場建設改良事業	下水道課	第1期計画機械 更新整備数	7か所	7か所	9か所

### 3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう【産業・観光】

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿
3-1	特色ある農業の振興と活性化【農業】	指標1 農業産出額	1,582 千万円 (R5)	1,694 千万円	1,753 千万円	① 活力ある産地の育成
						② 担い手農業者の確保・育成・支援
		指標2 大規模農業経営体数	32 経営体	35 経営体	38 経営体	③ 安定した経営基盤の構築
						④ 環境にやさしい農業の推進
3-2	活力と創造力を育む商工業の振興【商業/工業】	指標1 製造品出荷額等 (経済構造実態調査)	259,267 百万円 (R5)	264,500 百万円	267,100 百万円	① 活力ある地域産業の振興
						② 中心市街地の活性化
						③ 健全な消費生活の確保
						④ 企業支援の推進
3-3	地域資源を活用したにぎわいと交流の促進 【観光/シティプロモーション/伝統産業/地方創生】	指標1 常設観光地地点の 観光入込客数	111,875 人	250,000 人	250,000 人	① 地域資源を活用した観光の振興
						② シティプロモーションの推進
		指標2 社会増減数	190 人	250 人	290 人	③ 伝統産業の振興
						④ 関係人口の創出・拡大と移住定住促進



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
3-1-①-1	○		農業再生対策事業	農政課	水陸田活用率	91.4%	95%	100%
3-1-①-2	●	2-1	農畜産物販売促進事業	農政課	農産物PR・販売促進活動回数	13回/年	12回/年	12回/年
3-1-①-3	○		農業振興事業(農林航空防除事業)	農政課	散布面積	586.1ha	586ha	586ha
3-1-①-4	○		有害鳥獣被害対策事業	農政課	アライグマ捕獲頭数	127頭	150頭	150頭
3-1-②-1	●	2-1	認定農業者等育成事業	農政課	認定農業者数	250人	246人	244人
3-1-③-1	○		農地集積・集約化対策事業	農政課	機構を通じた賃貸借面積	33.5ha	80ha	85ha
3-1-③-2	○		土地改良事業	農政課	多面的機能支払認定面積	765ha	770ha	775ha
3-1-④-1	○		園芸振興事業	農政課	廃プラ回収数量	165.46t	165t	165t
3-1-④-2	●	2-1	環境共生型農業推進事業	農政課	技術指導回数	0回	5回	10回
3-2-①-1	○		商工業振興事業	商工観光課	商工会議所会員数	1,055社	1,080社	1,100社
3-2-①-2	○		中小企業資金融資対策事業	商工観光課	自治金融審査件数	31件/年	40件/年	45件/年
3-2-①-3	●	2-2	地域経済活性化事業	商工観光課	商品・サービス開発数	-	1件/年	1件/年
3-2-②-1	●	3-1	中心市街地活性化事業	商工観光課	空店舗等活用事業補助金交付件数	3件/年	3件/年	3件/年
3-2-③-1	○		消費者行政事業	商工観光課	啓発活動回数	9回/年	11回/年	12回/年
3-2-④-1	●	3-2	企業誘致促進事業	商工観光課	交付件数	6社/年	6社/年	6社/年
3-2-④-2	●	3-2	工業団地整備推進事業	商工観光課	新工業団地整備状況	R7売買契約予定	立地企業工場施工着手	立地企業操業開始
3-2-④-3	●	3-2	雇用促進対策事業	商工観光課	就職情報交換会参加企業数	31社/年	35社/年	40社/年
3-3-①-1	●	2-2 3-3	観光振興事業	商工観光課	協会実施イベントの精査・調整	精査	精査して実施	精査して実施
3-3-①-2	●	2-2 3-3	観光情報発信事業	商工観光課	イベント実施回数	2回	2回	2回
3-3-①-3	○		結城蔵美術館運営事業	商工観光課 生涯学習課	来館者数	17,613人	18,000人	19,000人
3-3-②-1	●	2-2 3-3	シティプロモーション事業	秘書課	SNS投稿数(主要SNS4媒体の合計数)	526人	583人	630人
3-3-③-1	●	2-2	本場結城紬振興事業	商工観光課	補助団体数	6団体	6団体	6団体
3-3-④-1	●	3-1 3-3	移住・定住促進事業	企画政策課	お試し移住・合宿型ワーケーション等参加人数	21/人	30/人	30/人
3-3-④-2	●	3-3	地域おこし協力隊事業	企画政策課	協力隊活用事業数	1事業	3事業	3事業

#### 4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう [教育・文化]

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿
4-1	地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり [学校教育]	<b>指標1</b> 全国学力・学習状況調査質問紙「将来の夢や希望をもっていますか」	78.25%	80%	80%	① 学校教育の充実
		<b>指標2</b> まちづくりの満足度－地域資源（結城紬や農業）を活用した特色ある教育（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.05	3.15	3.25	② 安心して学べる学校づくりの推進
4-2	生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造 [生涯学習／地域教育／青少年の健全育成／芸術・文化]	<b>指標1</b> まちづくりの満足度－生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会（結城市総合計画「市民意向調査」）	2.84	3.2	3.4	① 自ら学ぶ機会と地域教育体制の充実
		<b>指標2</b> まちづくりの満足度－学校教育や青少年の健全育成（結城市総合計画「市民意向調査」）	3.55	3.6	3.7	② 青少年の健全育成
						③ 芸術文化を楽しむ機会の充実
						④ 郷土の文化財の保存と活用



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
4-1-①-1	○		社会人 T T 等配置事業	学校教育課 教育支援課	配置人数 (T T・支援員)	5人・35人	5人・35人	5人・40人
4-1-①-2	○		水泳学習指導民間委託事業	学校教育課	実施校	3校	3校	5校
4-1-①-3	●	1-2	小中学校 I C T 整備推進事業	教育支援課	端末利用率 (毎日)	児童 8% 生徒 14%	児童 30% 生徒 50%	児童 50% 生徒 80%
4-1-①-4	○		学校給食センター運営管理事業 【再掲】	学校教育課	地産地消献立 の実施	23回/年	23回/年	23回/年
4-1-①-5	○		コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課	参画の達成度	—	60%	80%
4-1-②-1	○		小中学校施設整備事業	学校教育課	設置数	0校	3校	12校
4-1-②-2	○		小中学校適正配置等推進事業	学校教育課	適正配置 計画策定	策定 (R4.3)	策定	見直し
4-1-②-3	●	1-2	結城南中学校区新設校建設事業	学校教育課	学校設置数	0校	1校	1校
4-1-②-4	○		児童生徒自立支援事業	教育支援課	S S W 及び 生徒指導相談員数	5人	6人	6人
4-1-②-5	○		地域未来塾運営事業	生涯学習課	開催回数	53回/年	55回/年	55回/年
4-1-②-6	○		入学祝品支給事業	学校教育課	給付率	100%	100%	100%
4-1-②-7	●	3-1	奨学金貸付事業	学校教育課	制度利用者 定住化率	—	60%	60%
4-1-③-1	●	1-2	英語学習推進事業	教育支援課	授業時間数 (1学級当たり)	小(高)70時間 中(全)70時間	小(低)10時間 小(中)35時間 小(高)70時間 中(全)70時間	小(低)10時間 小(中)35時間 小(高)70時間 中(全)70時間
4-1-③-2	○		読書活動奨励推進事業	教育支援課	達成率	小 33.8% 中 9.7%	小 35% 中 10%	小 35% 中 10%
4-1-③-3	●	1-2	ふるさと学習推進事業	教育支援課	参加者	中学2年生 全員	中学2年生 全員	中学2年生 全員
4-1-③-4	●	1-2	プログラミング学習推進事業	教育支援課	実施学級	小学4～6 年生全学級	小学4～6 年生全学級	小学4～6 年生全学級
4-2-①-1	○		公民館運営事業	生涯学習課	延べ参加者数	1,213人/ 年	1,240人/ 年	1,250人/ 年
4-2-①-2	○		公民館整備事業	生涯学習課	施設連携数	2件	3件	4件
4-2-①-3	○		家庭教育支援事業	生涯学習課	募集型家庭教育 学級参加者数	25回	30回	35回
4-2-①-4	○		市民情報センター・ゆうき図書館 管理運営事業	生涯学習課	施設利用者数	265,008 人/年	270,000 人/年	280,000 人/年
4-2-②-1	○		青少年相談員設置事業	生涯学習課	街頭巡回回数	57回	60回	60回
4-2-③-2	○		青少年教育推進事業	生涯学習課	支援事業数	10回/年	10回/年	10回/年
4-2-③-1	○		市民文化センター管理運営事業	生涯学習課	文化施設 利用者数	76,474人	110,000人	150,000人
4-2-③-2	○		文化振興事業	生涯学習課	文化協会加盟 団体・個人数	38団体・人	38団体・人	38団体・人
4-2-④-1	○		結城廃寺跡整備事業	生涯学習課	史跡整備状況	整備	整備	整備
4-2-④-2	○		文化財保護事業	生涯学習課	指定文化財・国登 録有形文化財件数	139件	139件	140件

4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう [教育・文化]

基本施策		指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)	施策体系・施策が目指す姿	
4-3	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進 [スポーツ・レクリエーション]	指標1 まちづくりの満足度－生涯学習や文化・スポーツ活動への参加の機会【再掲】(結城市総合計画「市民意向調査」)	2.84	3.2	3.4	①	スポーツ参画人口の増加と環境整備
		指標2 スポーツ推進委員の確保	19人	20人	20人	②	スポーツ活動を推進する人材の育成・支援
4-4	多様性を尊重し合える社会づくり [男女共同参画・人権/国際交流・多文化共生/地域間交流]	指標1 「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識を持たない割合	70.4%	70.7%	71%	①	人権尊重のまちづくりの推進
		指標2 まちづくりの満足度－多文化や多様性を認め合う住民の意識啓発(結城市総合計画「市民意向調査」)	3.56	3.6	3.7	③	多文化共生社会の実現
					④	地域間交流の促進	

事業コード	重点	総合戦略	主要事業	担当課	指標名	現状値 (R6)	中間値 (R10)	目標値 (R12)
4-3-①-1	○		イベント・大会開催事業	スポーツ振興課	スポーツレクリエーション祭参加人数	395人	400人	400人
4-3-①-2	○		スポーツ施設管理運営事業	スポーツ振興課	運動施設の利用者数(鹿窪運動公園・紬の里結城パークゴルフ場)	166,946人/年	175,200人/年	184,000人/年
4-3-②-1	○		スポーツ活動支援事業	スポーツ振興課	市内スポーツイベント協力者数	279人/年	300人/年	310人/年
4-3-②-2	○		部活動の地域展開	スポーツ振興課 生涯学習課	地域展開部活数	0	20	30
4-4-①-1	○		人権教育推進事業	生涯学習課 人権推進課	人権講演会等の開催回数	2回	2回	2回
4-4-②-1	○		男女共同参画推進事業	人権推進課	講座・講演会実施回数	8回	8回	8回
4-4-③-1	○		多文化共生推進事業	企画政策課	啓発・交流イベントの開催回数	3回/年	4回/年	5回/年
4-4-③-2	●	1-3	外国人一元的相談窓口設置事業	企画政策課	一元的相談窓口の相談件数	5,812件/年	6,650件/年	7,050件/年
4-4-④-1	●	5-1	友好都市交流事業	生涯学習課	相互交流・研修等実施日数	9日間	9日間	9日間

## 5 みんなの協働で進める持続可能な行政を目指そう【協働・行政】

基本施策		施策名	行革推進項目名
5-1	市民と行政がともに支えあう体制づくり【市民参加／情報発信・公開／広聴広報／コミュニティ／ボランティア】	① 協働・共創のまちづくりの推進	市民協働の推進
			民間との連携・協働強化
		② 広聴広報の推進	情報発信の強化 市民本位の行政サービスの提供
		③ 市政への参画機会の確保と透明性の向上	開かれた行政運営の推進
5-2	自立した行政経営の構造づくり【行財政運営／広域連携】	① 行財政運営の効率化と公共施設マネジメント	合理的な政策立案と効率的な行財政運営の推進
			民間活力の利活用の推進
		② 自主財源の確保と経費削減合理化等による財政の健全化	幅広い手法による財源の確保
			財政健全化に向けた取組強化
③ 人材の育成と挑戦する組織づくり	市民に信頼される人材の育成		
	多様で柔軟な働き方の推進 挑戦する組織づくり		
		④ 出資団体の適正化と広域行政の推進	出資団体改革の推進 広域行政の推進
5-3	情報化社会に対応した行政サービスの向上【行政サービス／情報化／個人情報保護】	① マイナンバーカードの利活用	マイナンバーカードによる利便性の向上
			② 行政サービスの充実と個人情報の安全管理の強化
		③ 生成AIやICTの積極的な活用による生産性の向上	新技術の導入とICT活用による生産性の向上 アナログ的手法を前提としているルールの見直し



6 施策・事業・指標一覧

事業コード	重点	総合戦略	取組内容	担当課
5-1-①-1	●	2-3	市民参画・市民活動支援事業	まちづくり協働課
5-1-①-2	●	2-3	環境美化パートナーシップ事業	まちづくり協働課
5-1-①-3	●	5-1	包括連携協定の充実と連携企業等の拡大	企画政策課
5-1-①-4	-		民間企業やNPO等との協働事業の推進	まちづくり協働課
5-1-①-5	-		市民活動団体の育成	まちづくり協働課
5-1-②-1	-		SNS等を活用した情報発信	秘書課
5-1-②-2	-		市長との意見交換会の開催	秘書課
5-1-③-1	-		パブリックコメント制度等の充実	企画政策課
5-1-③-2	-		公募・女性委員の積極的な登用	人権推進課
5-2-①-1	-		行政評価事業	企画政策課
5-2-①-2	-		公共施設マネジメント事業	契約管財課
5-2-①-3	-		指定管理者制度の導入の推進	行革・デジタル推進課
5-2-①-4	-		民間委託やPFI等の民間活力導入の調査・研究	行革・デジタル推進課 契約管財課
5-2-②-1	●	3-2 3-3	ふるさと結城応援寄附金推進事業	商工観光課
5-2-②-2	●	3-2	企業版ふるさと納税事業	企画政策課
5-2-②-3	-		市税等の収納率の向上	収納課
5-2-②-4	-		ネーミングライツの推進	行革・デジタル推進課
5-2-②-5	-		公営企業会計の健全化の推進	水道課 下水道課
5-2-③-1	○		職員研修事業	総務課
5-2-③-3	-		労務管理の徹底とメンタルヘルス対策の推進	総務課
5-2-③-3	-		ワークライフバランスの推進	総務課
5-2-③-4	-		定員管理計画の管理	総務課
5-2-③-5	-		組織のスクラップアンドビルド	総務課
5-2-③-6	-		職員提案制度の推進	企画政策課
5-2-④-1	-		出資団体のあり方の見直し	行革・デジタル推進課
5-2-④-2	●	5-1	定住自立圏構想の推進	企画政策課
5-3-①-1	○		コンビニ証明書交付事業	市民課
5-3-①-2	●	4-1	PMH（パブリック・メディカル・ハブ）の活用	保険年金課 社会福祉課 健康増進課
5-3-②-1	●	4-1	市民行政サービス窓口の充実	市民課
5-3-②-2	●	4-1	電子申請の充実	行革・デジタル推進課
5-3-②-3	-		情報セキュリティ対策の実施	行革・デジタル推進課
5-3-③-1	-		ICT技術の活用推進 （生成AIの導入等）	行革・デジタル推進課
5-3-③-2	-		電子決裁の拡充	総務課
5-3-③-3	●	4-1	アナログ規制の見直し	行革・デジタル推進課

## あ

- I o T (Internet of Things : モノのインターネット) [P. 19, 23, 122]  
身の回りにある住宅・建物、車、家電製品、電子機器等をインターネットでつなぎ、遠隔から相互に認識や制御を可能とする技術のこと。
- I C T (Information and Communication Technology) [P. 31, 84, 85, 87, 100, 103, 108, 132, 133, 134, 141, 147]  
情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。
- アウトリーチ [P. 57]  
「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、支援や情報が必要な人が居る場所に出向いて働きかけること。
- アセットマネジメント (資産管理) [P. 78, 81, 82]  
公共施設等を資産ととらえ、中長期視点からその損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。
- アンコンシャス・バイアス [P. 115]  
「無意識の思い込み」を指し、性別や年齢、学歴などに基づく固定観念により、知らず知らずのうちに物事について偏った見方をしてしまうこと。
- E B P M (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) [P. 127, 128]  
経験や勘に頼るのではなく、データや統計などの客観的な根拠 (エビデンス) に基づいて政策を立案・実行・評価すること。
- 育成就労制度 [P. 115]  
我が国の人手不足を解消するため、海外からの人材の育成・確保を目的とする新たな制度のこと。
- 石綿セメント管 [P. 81]  
石綿繊維 (アスベスト) の重量1に対してセメント5を混合した材質で製造された水道管のこと。厚生労働省では、アスベストは、呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定はない。
- イノベーション [P. 23, 146]  
生産技術の革新・新機軸だけでなく、新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。
- インクルーシブ教育 [P. 100, 104]  
障害の有無や国籍、人種、宗教、性別などの違いにかかわらず、すべての子どもが分け隔てなく、同じ環境で共に学び合う教育のこと。
- A R (Augmented Reality : 拡張現実) [P. 30]  
現実世界にデジタル情報 (画像、動画、3次元モデルなど) を重ね合わせて表示する技術のこと。
- A I (Artificial Intelligence : 人工知能) [P. 19, 23, 29, 84, 87, 89, 100, 108, 122, 132, 134, 139, 147]  
人間の知能や行動をコンピュータプログラムで再現した技術や機械のこと。
- A L T (Assistant Language Teacher) [P. 105, 141]  
日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国語指導助手のこと。
- S N S (Social Networking Service) [P. 19, 25, 42, 74, 115, 120, 124]  
インターネットを介し、共通の趣味や仕事などを持つユーザー同士が集まり、意見の交換や知り合いの紹介などをすることで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスのこと。

- SDGs (Sustainable Development Goals) [P. 23]  
持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) のことで、17のゴール・169のターゲットから構成された、2030 (令和12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。

- NPO (Non Profit Organization: 民間非営利団体) [P. 23, 26, 124, 125, 144, 148]  
特定非営利活動促進法に基づき認証された特定非営利活動法人及び法人格の有無にかかわらず一定の公益的な目的を有する社会貢献活動団体のこと。宗教活動や政治活動を主な目的として行う団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まない。

- オーバーツーリズム [P. 30]  
特定の観光地に観光客が過度に集中し、地域住民の生活や環境、景観に悪影響を及ぼす現象のこと。

- 温室効果ガス [P. 19, 78]  
人間活動によって増加した温室効果の性質をもつ気体 (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等) のこと。

## か

- カーボンニュートラル [P. 19, 78]  
温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いた合計を実質ゼロにすること。

- かかりつけ医 [P. 43]  
健康に関することを日常的に何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと。

- 合併処理浄化槽 [P. 77, 78, 79, 82]  
し尿と生活雑排水 (台所、風呂、洗濯等に使用した水) をまとめて処理する浄化槽。

- 関係人口 [P. 93, 94, 96, 97, 143, 145, 146]  
特定の地域やその地域の人々と継続的に多様な形で関わる人々のこと。

- QOL (Quality of Life) [P. 54]  
「生活の質」、「人生の質」などと訳され、肉体的な健康だけでなく、精神的、社会的、経済的な状況を含めた、生きる上での満足度や幸福感を指す主観的な概念。

- 協議体 [P. 50, 142]  
ボランティア、町内会、自治会、民生委員児童委員など多様な主体が、定期的集まり地域の情報供給と連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。

### 【第1層協議体】

第2層協議体で協議した内容や市全体で取り組める活動などを協議する場、また、必要に応じて市に提案することを検討・考える場。

### 【第2層協議体】

身近な地域での助け合い活動など取り組めることを協議する場、また、課題や資源の情報を集めたり、解決策を考える場。

- 共創 [P. 125]  
多様な主体のノウハウや活力を結集して、新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていくこと。

- 協働 [P. 2, 21, 23, 25, 32, 38, 48, 49, 56, 60, 61, 62, 72, 79, 100, 121, 122, 124, 125, 126, 144, 148]  
市民、企業・団体、行政など様々な主体が、それぞれの特性や強みを生かして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。

- グリーンイノベーション [P. 19]  
低炭素社会の実現に向けた環境・資源・エネルギー分野における技術革新のこと。

- グリーンインフラ [P. 19]  
自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。

- グローバル化 [P. 20, 31, 89, 102, 121, 141]  
社会的あるいは経済的な連関が、国や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化をもたらす現象のこと。

- 権利擁護 [P. 51]  
自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明すること。
- 公債費 [P. 127]  
地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。
- 国土強靱化 [P. 76]  
大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。
- コンパクトな都市構造 [P. 61]  
高度成長期以降、モータリゼーションの進展により、外延部への市街化が急速に進行したことにより発生した中心市街地の空洞化、環境問題などの都市問題に対して、持続可能な都市を形成するため市街地を集約化した都市構造のこと。
- コンパクト・プラス・ネットワーク [P. 22]  
人口減少や少子高齢化に対応するため、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を集約・誘導し、人口を集積させるとともに、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進すること。
- シティプロモーション [P. 7, 27, 30, 93, 97, 143, 146]  
交流人口や定住人口の拡大、イメージアップを図るため、まちの魅力を発掘・創出し、効果的に発信すること。
- シビックプライド [P. 93]  
自治体や地域に対する誇りや愛着、地域に貢献する意識のこと。
- 重要無形文化財 [P. 9]  
能楽・文楽・歌舞伎・音楽などの芸能や、陶芸・染織・金工などの工芸技術などの無形の文化的所産のうち、特に我が国において、歴史上及び芸術上価値の高いものを指す。
- 集落営農 [P. 87, 143]  
集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。
- 循環型社会 [P. 19, 29, 77, 78, 79, 80]  
環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことで、廃棄されるものを最小限に抑える社会。
- 生涯学習 [P. 7, 26, 27, 31, 106, 110]  
一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上を目指し、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のこと。
- 消費生活センター [P. 89, 90, 92]  
商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理をする体制・施設のこと。
- 再生可能エネルギー [P. 78, 80]  
石炭や天然ガスなど有限なエネルギーではなく、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の自然界に常に存在するエネルギーのこと。
- サプライチェーン [P. 20]  
製品の原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。
- 将来人口 [P4]  
将来の出生、死亡、人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したもの。
- 指定管理者制度 [P. 108, 109, 120]  
公共施設の管理運営に一定の権限を与えて、民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上やコストの削減を図っていくこと。

## さ

- 食育 [P. 43, 45, 101]  
食は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに様々な経験を通じて知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- 新エネルギー [P. 80]  
太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。
- スクールソーシャルワーカー（SSW） [P. 104]  
児童生徒の学校や家庭環境の問題に対処するため児童相談所等の関係機関と連携し、教員を支援する福祉と教育面の専門家のこと。
- スクラップアンドビルド [P. 122]  
限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、既存事業の見直しを行い、役割を終えていると考えられるものは廃止・縮減し、それによって生み出された財源を新しい事業に振り向ける手法。
- スマートエネルギー [P. 19]  
省エネルギー・再生可能エネルギーの推進や、情報通信技術（ICT）の活用により、地域における低炭素・自立分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの需給構造の最適化と安定供給を図ること。
- スマート農業 [P. 30, 84, 85, 87]  
ロボット、AI、IoTなどの先端技術を農業に活用し、省力化、生産性向上、高品質生産を目指すこと。
- 生活困窮者 [P. 28, 48, 49, 51]  
経済的に困窮しており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
- 生活支援コーディネーター [P. 50, 142]  
「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者のこと。
- 生成AI [P. 132, 134]  
テキスト、画像、音声、動画などの新しいコンテンツを自動で生成できる人工知能のこと。
- 性的少数者（LGBTQ等） [P. 21, 31, 115]  
同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害など「性的指向」や「性自認」が多数派と異なる人々のこと。
- セーフティネット [P. 20]  
最低限の日常生活を継続させる社会保障制度。第一が雇用保険等失業に対する給付。第二が生活保護に至る前段階で利用する生活困窮者自立支援制度。第三として生活保護制度がある。
- ゼロカーボンシティ [P. 19, 78, 80]  
脱炭素社会の構築に向けて、2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを旨とすることを表明した自治体のこと。
- 戦略作物 [P. 86]  
国内の食料自給率を高めるため、国が生産を奨励している麦・大豆・飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、稲発酵粗飼料（WCS）用稲、加工用米などの作物。
- 総合型地域スポーツクラブ [P. 111]  
幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供し、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
- Society 5.0 [P. 19]  
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す。

## た

- 耐震診断 [P. 74]  
既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性(耐震性)、受ける被害の程度を判断すること。
- ダイバーシティ [P. 2]  
「多様性」を意味し、人種、性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向、価値観など、さまざまな違いを持つ人々が共存する状態のこと。
- 第4次産業革命 [P. 19, 26]  
IoT(モノのインターネット)やAI(人工知能)、ビッグデータの活用によりもたらされる技術革新のこと。
- ダイバーシティ・アンド・インクルージョン [P. 21, 31]  
性別、年齢、国籍、価値観などの多様な背景を持つ人々が互いを認め合い、尊重し、それぞれの能力を発揮できる状態を目指すこと。
- 多文化共生 [P. 7, 27, 31, 111, 115, 118, 141]  
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- 地域共生社会 [P. 49, 53]  
制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
- 地域幸福度(Well-being) [P. 2]  
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることで、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を共通の指標で数値化・可視化したもの。
- 地域資源 [P. 4, 7, 29, 30, 43, 60, 61, 89, 91, 93, 96, 105, 143, 144, 145]  
自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。
- 地域包括ケアシステム [P. 53, 54, 55]  
介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも健康的で自分らしい生活を営めるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となってバックアップする仕組み。
- 地方創生 [P. 7, 27, 127, 136, 137, 139]  
地方の人口減少と東京圏への人口一極集中を是正し、地方が持続可能かつ自律的に発展していくことを目的とした取組を指す。
- 地方分権 [P. 22, 121, 127, 130]  
国の権限や財源を自治体(都道府県や市町村)に移して地方の自主性・自立性を高めることにより、自らの地域のことはその地域に暮らす住民が主体的に決定し、取り組めるようにする仕組みのこと。
- 中核都市 [P. 9]  
都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市あるいは、自治体の行政区域内にある業務地区のこと。
- DX(Digital Transformation) [P. 19, 25, 30, 31, 32, 122, 132, 134, 147]  
IT技術の発達と社会への浸透により、人々の生活をあらゆる面でより良いものへと変革させること。
- ティームティーチング(TT) [P. 103]  
複数の教師が役割を分担し、連携・協力して行う指導法のこと。一人の教師が全面的に指導するより、多角的・多面的な指導ができる。

## ● 定住自立圏 [P. 127, 131, 148]

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。人口5万人程度以上で昼間人口が多い都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わりが深い「周辺市町村」と協定を締結し、定住自立圏を形成する。中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICTインフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む。

## ● デジタルデバイド [P. 133]

インターネットやデジタル技術を利用できる人とそうでない人との間に生じる情報格差のこと。

## ● デジタルリテラシー [P. 127]

デジタル技術を十分に理解し、効果的に活用するための知識やスキル、順応性のこと。

## ● テレワーク [P. 22, 130]

「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、ICTを活用した、場所や時間にとられない柔軟な働き方（在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務等）のこと。

## ● 土地区画整理事業

[P. 16, 60, 64, 65, 66, 67, 81, 89, 145]

都市計画区域内で、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

## ● ドメスティック・バイオレンス (DV)

[P. 117]

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

## な

## ● ネーミングライツ [P. 120, 129]

公共施設に企業名やブランド名を含む愛称を付ける権利のこと。

## ● ニューノーマル [P. 2, 20]

新型コロナを契機として生まれた、新しい常識や生活様式のこと。

## ● 農業集落排水 [P. 77, 78, 79]

農業振興地域内の集落を対象とした生活排水浄化施設。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的とする。

## は

## ● パブリックコメント [P. 124, 126]

行政機関が政策に関する計画や条例などを策定・改廃をするとき、原案を公表し、市民などから意見を求め、その内容を考慮して決定する制度。

## ● バリアフリー [P. 64, 65, 66]

障害者や高齢者の交通などに関する障壁(バリア)を取り除くこと。

## ● P F I (Private Finance Initiative)

[P. 32, 128]

PPPの取り組みの一つで公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

## ● PMH (Public Medical Hub)

[P. 133, 147]

介護保険、予防接種、母子保健（乳幼児健診、妊婦健診）、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムのこと。

## ● B P R (Business Process Re-engineering)

[P. 130, 134]

業務プロセスを根本から見直し、再構築する取り組みのこと。

## ● P P P (Public Private Partnership)

[P. 32, 128]

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。指定管理者制度や包括的民間委託、PFIなど、様々な方式がある。

- 非正規労働者 [P. 20]  
パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託等の正規労働者以外の労働者。

- ビッグデータ [P. 19, 23, 122, 128]  
既存の一般的な技術では管理や分析が困難だった大量のデータ群。技術の発達によってビッグデータの利用・分析が可能となり、社会の問題を解決に導くような知見を得たり、新たな仕組みを生み出したりすることが可能となった。

- 5 G（第5世代移動通信システム） [P. 122]  
高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続などの条件を満たした、第5世代移動通信システムのこと。

- ファミリー・サポート・センター [P. 41, 140]  
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整する組織のこと。

- VR（Virtual Reality：仮想現実） [P. 30]  
コンピューターによって作られた仮想空間を、あたかも現実であるかのように体験できる技術。

- フィルムコミッション [P. 95, 144, 146]  
映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関のこと。

- 扶助費 [P. 127]  
社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず対象者に対して支給される経費。

- フレイル [P. 53, 57]  
健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢や病気により身体的機能や認知機能等の心身の活力が低下している状態。

- ポストコロナ時代 [P. 19, 30]  
新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる生活様式や働き方の変化、価値観の変化などを経て、従来とは異なる新しい社会のあり方や世界観が定着した時期を指す言葉。

- 保留地 [P. 67, 145]  
土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち、一部を換地として定めず、事業費に充当するために売却したり、一定の目的に使用するために施行者が確保する土地のこと。

## ま

- マスタープラン [P. 60, 62, 63, 67]  
全体の基本となる計画または設計。

- 見世蔵 [P. 9, 14, 60, 63, 93, 96]  
日本の伝統的な建築様式のひとつで、外壁を土壁として漆喰などで仕上げられた土蔵造り・蔵造りなどといわれる建物で、店舗と住居を兼ねるもの。

## や

- U I J ターン [P. 89, 93]  
大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

- ユニバーサルデザイン [P. 25, 32]  
年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なように、はじめから利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

- ユネスコ無形文化遺産 [P. 9, 14]  
ユネスコにおいて無形文化遺産とする「慣習・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具・物品・加工品及び文化的空間であって、社会・集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認められたもの」のこと。

## ら

- ラーケーション [P. 97]  
「学習（ラーニング）」と「休暇（バケーション）」を組み合わせた造語で、こどもが保護者とともに、学校外での体験や学びを目的として休暇を取得すること。
- 6次産業化 [P. 84, 85, 86, 143]  
1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等との総合的かつ一体的な推進を図り、生産、製造、流通、販売等が連携することで、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すこと。  
※6次は1次×2次×3次で、産業の融合を図り新たな価値を生み出すこと

## わ

- ワークライフバランス [P. 20, 115, 130]  
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
- ワーケーション [P. 30, 97, 145, 146]  
「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地等の普段の職場とは異なる場所で、リモートワーク等を活用しながら余暇を楽しむ働き方のこと。

---

## 第6次結城市総合計画後期基本計画

---

2026（令和8）年3月発行

発行 / 結城市

〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目3番地

Tel 0296-32-1111（代表）

<http://www.city.yuki.lg.jp>

編集 / 結城市企画財務部企画政策課

---

# 第6次結城市総合計画後期基本計画

令和8年3月 結城市